平成２７年（フ）第２８８５号
大阪府門真市千石東町37番27号
債務者　初瀬川美惠子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６２号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ８－301号井口益子方
債務者　金澤　照水
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８７号
奈良県生駒市南山手台７番地20
債務者　林　　直子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７２号
香川県高松市屋島西町678番地70　アルファシティ屋島４番館101
債務者　山地　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３３号
香川県高松市国分寺町国分636番地１　花房マンション711
債務者　住友　京子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５４号
神戸市灘区篠原南町５丁目１番１号　マンション栄和401号、従前の住所神戸市中央区八雲通２丁目２番８号
債務者　植本　俊光
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５１号
神戸市兵庫区上沢通８丁目２番15号
債務者　山下　　恵
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７１号
神戸市垂水区城が山１丁目10番20号ユーハイツ206号
債務者　臼杵伊都江
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８１号
神戸市長田区上池田３丁目19番21号　アエリエ上池田101号
債務者　陰山美代子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１号
兵庫県宝塚市売布東の町20番３号　108、前住所石川県白山市部入道町ロ40番地１　シシクレスト部入道303号室
債務者　大笹　　隆
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番６－203号
債務者　小林　佳浩
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
兵庫県伊丹市北野３丁目48番地１　市営北野第２住宅405号、前住所兵庫県伊丹市昆陽２丁目32番地　橋本文化北棟２階
債務者　長尾　政治
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
福島市吉倉字谷地86番地の１　Ｃ号
債務者　竹内美加子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月21日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１３２号
秋田市旭南１丁目14番23号
債務者　多田　　賢
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１４号
千葉県習志野市東習志野６丁目14番６号　清和荘102号、住民票上の住所千葉県習志野市東習志野１丁目12番10号
債務者　中川政枝こと　吉原マサエ
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５３号
千葉県船橋市東中山１丁目18番12号　中山荘１棟104号
債務者　加茂　　敦
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９１号
新潟市西区山田678番地７　斉藤貸家109号
債務者　上田　麻央
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部